

事 務 連 絡
令和 6 年 1 月 12 日

富山県介護保険主管部（局） 御中
福井県介護保険主管部（局） 御中
愛知県介護保険主管部（局） 御中

厚生労働省老健局 高 齢 者 支 援 課
認知症施策・地域介護推進課
老 人 保 健 課

管内介護保険施設等における要介護高齢者の受入れについて

令和 6 年能登半島地震により能登地域に甚大な被害が発生し、一部の高齢者施設では、施設の継続使用・運営が困難な状況となっております。また、多くの要介護高齢者が避難所に避難していますが、一部の地域では電気・水道が復旧しておらず、避難生活が長引けば、多くの要介護高齢者が衰弱するおそれがあり、早急に高齢者施設等において受入れを行う必要があります。

貴管内においても、令和 6 年能登半島地震により影響を受けた施設があると承知しておりますが、石川県内の高齢者施設等での受入れを行うことが困難な状況も生じていることから、管内の介護保険施設等における被災要介護高齢者の受入れについて特段のご配慮をいただくようお願いいたします。

なお、別紙「令和 6 年能登半島地震による災害に係る介護報酬等の取扱いについて（令和 6 年 1 月 2 日付事務連絡）」及び別紙 2「令和 6 年能登半島地震により被災した高齢の要援護者への対応及びこれに伴う特例措置等について（令和 6 年 1 月 9 日付事務連絡）」において、介護報酬等の柔軟な取扱いについて周知しており、介護保険施設等の入所者が一時的に別の介護保険施設等に避難している場合の施設介護サービス費の請求や、日常のサービス提供に著しい支障がない範囲で、定員を超過して受け入れて差し支えない旨をお示ししていることを申し添えます。